

板橋区立図書館における電子計算組織に係る個人情報の保護に関する要綱

(昭和 59 年 10 月 1 日教育長決定)

(令和 7 年 4 月 1 日一部改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、板橋区立図書館（以下「図書館」という。）において電子計算組織により処理する特定の個人を識別し、又は識別し得べき情報及び特定の個人の図書館利用に関する情報（以下「個人情報」という。）の保護に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報の管理)

第 2 条 板橋区教育委員会（以下「委員会」という。）は、図書館における電子計算組織により処理する個人情報を適切に管理するため、次の事項を守るものとする。

- (1) 個人情報は、常に正確なものとして維持すること。
- (2) 個人情報の改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止すること。

(電算処理の範囲)

第 3 条 図書館において電子計算組織により情報の処理をすること（以下「電算処理」という。）ができる個人情報の範囲は、図書館が所管する事務に限るものとする。

(記録の制限)

第 4 条 図書館において電子計算組織に記録する個人情報は、必要かつ最小限度のものとする。

2 次の各号に掲げる個人情報は、図書館における電子計算組織に記録しないものとする。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種及び社会的身分に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、委員会が不適當と認める事項

(電算処理の開示)

第 5 条 委員会は、図書館を利用する者（以下「利用者」という。）から登録等により得られた個人情報のうち、電子計算組織に記録するものについては、当該個人情報が電算処理される旨、当該登録等をしようとする者に対し明らかにするものとする。

(個人情報利用の制限)

第 6 条 委員会は、図書館における電算処理に係る個人情報を、その保有する目的以外に利用しないものとする。

(電子計算組織結合の禁止)

第 7 条 委員会は、図書館に係る電子計算組織を図書館以外の電子計算組織と結合しないものとする。

(個人情報の消去)

第 8 条 図書館法第 3 条第 1 号の図書館資料（以下「資料」という。）の館外貸出に関する

個人情報の記録は、貸出資料が返却された場合には、速やかに、当該個人情報記録から消去するものとする。ただし、本人の同意があるときは貸出資料が返却された以後も記録できるものとする。

- 2 登録期間の経過等により記録しておく理由がなくなった個人情報については、速やかに記録から消去するものとする。

(情報提供の制限)

第9条 委員会は、法令に特別の定めがある場合のほか、図書館における電子計算組織に記録されている個人情報及び電算処理により作成した個人情報を、何人にも提供しないものとする。

付 則

この要綱は、昭和59年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。